

意見書

PI外環沿線協議会が必要性の議論に入るにあたり、私は以下の意見を申し述べます。

東京外環計画は、昭和45年10月9日、参議院建設委員会に於て、根本建設大臣が、「地元と話し得る条件の整うまでは強行すべきでない」との発言をして以来、凍結されています。この発言が外環PIの原点であることを、強く肝に命ずべきだと、私は考えます。

一昨年、国は、「新しい外環計画については、原点に立ち戻り、構想段階から、PIによって、住民との話し合いを始める」と発表し、PIが始まりました。しかし、今日の状況を見ますと、PIが本当に正しく実践されているかについて、疑念を呈さざるを得ません。

例をあげれば、

一つは、PIプロセスに於ては、事業者の説明責任と住民の発言責任が合意形成のキー・ポイントです。

例えば、一月に実施された地域アンケートでは、正確な情報を十分に提供しないまま、回答を求めています。一見、回答し易いように見えて、各々の設問を吟味すると回答し難い内容です。回答者が設問内容を検証できないもどかしさが見られます。前提が崩れたままでは合意形成が図れない良い証左と言えます。

二つは、有識者委員会についてです。平成13年10月の道路計画合意形成研究会による『提言書』には、「第三者機関は、道路管理者が基本計画を決定するに当たって配慮すべき市民等の意見について公正さを保つ観点から整理、分析する（中間省略）ことが望ましい。この他、PIの進め方に関する検討や評価、提示する情報の内容や質、タイミングなどに関する評価などについても、必要に応じて第三者機関が実施することも考えるべきである。」と書かれています。また、同委員会設立趣旨の中でも、「PIプロセスの時間管理を念頭に置きつつ、手続きの透明性、客観性、公正さを確保するため、公正中立な立場から、PIプロセスについて、評価、助言していただくことを目的として、本委員会を設立する。」と述べています。これらを考慮すると、同委員会には公正な第三者としてPIの完結までプロセスを管理する責務があります。

PIプロセスに於ては、『誰が、どのような基準で評価するか』が重要な要素です。このような観点から、有識者委員会は職務を十分に果たさず解散したと言えます。

三つは、1月の大臣、知事の凍結発言です。凍結解除とも取れる発言をしています。局長の釈明があったものの、PI協議の行方に不安を感じさせる不誠実な見識です。

PIの成否は、将来の都市計画のあり方を示唆する貴重な第一歩であることをあらためて確認したいと思います。

2003. 3. 4

栗林勝彦